# 利用にあたって

# [ ]調査の概要

### 1 水産業をめぐる動き

我が国水産業は、国連海洋法条約や日韓・日中の漁業協定の発効による本格的な 200海里体制への移行、周辺水域の水産資源量の減少等による漁業生産の減少、担 い手の減少・高齢化等厳しい状況に置かれている。

水産業は、国民への水産物の安定供給をはじめ豊かな国民生活の基盤を支える産業であり、こうした状況に的確に対応し、今後ともその健全な発展を図るため、昭和38年に制定された「沿岸漁業等振興法」に代わる新たな水産政策の指針として、平成13年6月に「水産基本法」が制定された。

従来の「沿岸漁業等振興法」は、沿岸漁業、中小漁業を施策の対象とし、その振興を主たる政策目的としていたのに対し、「水産基本法」では、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を図る観点から、施策の対象として従来の漁業部門に加え、加工・流通も含めた水産業全体を包括的に捉えることとしている。

また、14年3月には、水産基本法に基づき水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「水産基本計画」が策定され、 水産物の安定供給の確保、 水産業の健全な発展、 団体の再編整備に係る施策を展開していくこととしており、このうち、水産業の健全な発展に関する施策の一環として、 漁村の総合的な振興、都市と漁村との交流の促進、 多面的機能に関する施策の充実等の施策を講じていくこととされている。

沖縄県の水産業は、周辺海域のサンゴ礁漁場やソネ漁場に恵まれ、さらに、黒潮の影響により回遊魚の好漁場も形成されている。

しかし近年、水産資源の減少や開発に伴う漁場の喪失や赤土流入等による漁場汚染や輸入水産物の増加による魚価の低迷、海洋性レクリエーションの定着に伴う海面利用における競合等の課題を抱えている。

そのため県では、「持続的な水産業の振興」や「多面的機能を活かした漁村の振興」を図るため、「沖縄県農林水産業振興計画」に基づき、魚礁や増養殖場等の漁場を整備し、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進するとともに、流通加工体制等の強化に取り組んでいる。

### 2 漁業センサスの役割とねらい

漁業センサスの基本的な役割は、 漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景の 実態と変化を明らかにする、 漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統 計利用を促進する、 各種水産統計調査を効率的に実施するための母集団を整備す るの以上である。

2003年漁業センサスにおいては、上記で示した目的を的確かつ効率的に果たすことを基本としながら、新たな水産行政に的確に対応するため 資源管理及び漁業経営体の動向把握に関する調査内容を拡充し、その実態を明らかにする、 漁業生産の基盤となる漁業地域の実態を総合的に明らかにする、 水産物の生産から流通・加工に至るまでの実態を体系的に明らかにする等の視点から調査を実施した。

なお、本調査は統計法に基づく指定統計で、農林水産省からの委託事業であり、 調査結果は別途農林水産省から刊行されるが、本報告書は沖縄県の調査結果につい てまとめたものである。

### 3 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、1949年(昭和24年)に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施し、通算すると2003年(第11次)漁業センサスは12回目に当たるが、1958年(昭和33年)は調査対象を海面における漁業経営体と漁業協同組合に限定した「沿岸漁業臨時調査」として実施したことから、漁業センサスとしては今回が第11回目となる。

沖縄県においては、本土復帰後1973年(昭和48年)に実施した第5次漁業センサスが第1回目に当たり、今回の2003年(第11次)漁業センサスが第7回目となる。

### 4 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号) 漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)

# 5 調査の体系

訓	画 査 の 種 類	調 査 の 対 象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面	漁 業 経 営 体 調 査	海面に沿う市区町村及び漁業法 第86条1項規定により農林水産 大臣が指定した市区町村(以 下、「沿海市区町村」とい う。)の区域内に所在する漁業 経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成15年 11月1日 現 在	調査員が調査客 体からの面接聞 き取り調査(一 部項目(会社、 官公庁、学校、 試験場について は全部)自計申
漁業	漁業従事者世帯調査	沿海市区町村に所在する漁業従 事者世帯		11	告)
親調	漁業管理組織調査	沿海市区町村に所在する漁業管 理組織	農林水産省 地方農政局	"	統計・情報セン ター職員が調査 客体からの面接
查	海面漁業地域調査	農林水産大臣が指定する漁業地 区	取りまとめセンター統計・情報センター	"	聞き取り調査
内水面漁	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の 漁業経営体及び養殖業経営体	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調査員)	"	調査員又は統計・情報センター職員が調査 客体からの面接 関き取り調査 (一部自計申 告)
業調査	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面 漁業地域	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター	II	統計・情報センター職員が調査 ター職員が調査 客体からの面接 聞き取り調査
流通加	水産物流通機関調査	魚市場、水産卸売業者及び水産 物買受人	農林水産省 地方農政局	II	調査員又は統計・情報センター職員による 調査客体に調査
工調査	冷凍・冷蔵、水産加工場 調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場	取りまとめセンター 統計・情報センター   (調査員)	"	票を配布、回収 (自計申告調 査)

# 〔〕主な用語の説明

#### 1 漁業

水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

#### 2 海面漁業

海面において営む漁業をいう。

#### 3 過去1年間

平成14年11月1日~平成15年10月31日の期間

### 4 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

### 5 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用 した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。

(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、 漁船非使用、無動力船、動力船 1 トン未満から動力船3,000トン以上の階層まで の15経営体階層を決定した。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(1)に該当する以外はすべて1トン 未満階層とした。

また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。

#### 6 漁業層

#### (1) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の

各階層を総称したものをいう。

(2) 中小漁業層

動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

(3) 大規模漁業層

動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

### 7 漁業制度

(1) 大臣許可漁業

漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業(「指定漁業」と称されている。)で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。

(2) 知事許可漁業

漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業(法定知事 許可漁業)及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業 で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。

(3) 大臣承認漁業

農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。

(4) 漁業権漁業

都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権 利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。

(5) 自由漁業

海面で自由に営むことのできる漁業をいう。

(6) その他

上記以外で以下の漁業をいう。

ア 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業

- イ 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業
- ウ 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業

### 8 漁業種類

(1) 主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業 種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

(2) 営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

### 9 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船の他に付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに 用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

### 10 動力船

推進機関を船体に固定した漁船のことをいう。

#### 11 活魚販売

貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態(泳ぎ)で販売したものをいう。

### 12 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

#### (1) 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

### (2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共 同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。

#### ア 会社

商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び 有限会社をいう。

### イ 漁業協同組合

水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

#### ウ 漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

### 工 共同経営

二人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

### オ 官公庁・学校・試験場

官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。

### 13 漁業従事者世帯

過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし,漁業経営体に雇わ

れて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる 世帯をいう。

ただし、個人経営体に該当する世帯は除く。

### 14 最盛期の海上作業従事者数

各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。

#### 15 漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外の全ての作業をいう。

#### 16 陸上作業のみ最多従事者数

過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も 多かった時期の人数をいう。

#### 17 経営体の専兼業分類

#### (1) 専業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者が いないものをいう。

#### (2) 第1種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

### (3) 第2種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

### 18 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

### 19 自営漁業の経営主

自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行 う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。

### 20 経営主の就業状態

### (1) 自営漁業のみ

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事してない者をいう。

### (2) 自営漁業が主

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事 日数が、自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。

### (3) 自営漁業が従

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の年間 従事日数が、自営漁業の年間従事日数を上回る者をいう。

### 21 自営漁業の後継者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

#### 22 漁業世帯

個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

#### 23 漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの 海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

#### 24 沿岸漁業就業者

漁船非使用漁業、無動力及び10トン未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。

### 25 沖合・遠洋漁業就業者

沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。

# [ ]利用上の注意

### 1 数値及び記号の表示

### (1) 数值

動力船トン数はラウンドしてあるので、総数とその内訳を合計したものが一致 しない場合がある。

また、解説の説明文中の各表の増減数、増減率、構成比は表中により算出して 表示しているため、表上の数値単位が統計表と異なっている場合、統計表から算 出したものとわずかな差がある場合もある。

### (2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」又は「0.0」は表章単位上に満たないもの

- 「 」は事実のないもの
- 「 」は負数又は減少したもの
- 「×」は秘密保護上数値を公表しないもの

#### 2 その他

- (1) 海面漁業調査のうちの漁業管理組織調査・海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び 流通加工調査は地方農政局(沖縄県においては沖縄総合事務局農林水産部)で調査を 実施したため、本報告書には収録していない。
- (2) 本報告書の統計表は、2003年漁業センサス海面漁業調査の集計結果表から一部 抜粋して収録したものである。
- (3) 本報告書に収録されていない統計表は別途県において保管し、利用者に供することとしている。

この報告書についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県企画開発部統計課 消費農林統計係 TEL 098-866-2050 FAX 098-866-2056